

社会福祉法人東金市社会福祉協議会  
福 祉 委 員 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第26条に規定する支会に福祉委員を置くことができる。

(福祉委員)

第2条 本会支会の福祉委員は会員として入会した各地区の区長、連絡長、定められた地域の代表、民生委員児童委員、母子福祉推進員、ボランティア代表等のほか、本会の支会において福祉推進協力者として認められる者の中から、各支会に若干名置くことができる。

(任務)

第3条 福祉委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 地域の福祉問題を発見する。
- (2) 地域の福祉情報を伝達する。
- (3) 近隣協力者を発掘する。
- (4) 福祉問題をかかえている当事者を組織化する。
- (5) 当事者と住民を結びつける。
- (6) 地域住民へ社会福祉の啓発活動をする。
- (7) 当事者の声を聞く。

(任期)

第4条 福祉委員の任期は2年とする。ただし、補欠の福祉委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 福祉委員は再任を妨げない。

(辞任)

第5条 福祉委員が任期中に辞任しようとするときは、支会長に文書をもって届け出るものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成6年3月25日から施行する。